

目 次	
第1章 人と自然との共生の確保	
第1節 生物多様性の保全	
1.	野生動植物の積極的な保護と適切な管理
(1)	絶滅危惧種の生息・生育地の調査等に基づく「しまねレッドデータブック」の改訂
(2)	指定希少野生動植物(条例に基づき県が指定)の追加指定と計画的な保護管理の推進
(3)	希少野生動植物保護巡視員(条例に基づき地元団体及び専門家等を認定)との協働による保護管理
(4)	侵略的外来種による被害拡大の防止(関係機関や団体と連携した実態把握や対策の実施など)
(5)	鳥獣保護管理事業計画や第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、野生鳥獣の保護と農林作物等の被害防止対策との適切な調整
(6)	県民・事業者等と連携した、失われつつある自然環境の再生や修復
(7)	三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの機能の充実(希少生物の標本や情報の収集など)
(8)	地球温暖化に伴う生態系への影響の回避・軽減[第3章-4参照]
2.	優れた自然の保全
(1)	地元の保護育成会等との協働による、自然環境保全地域の適切な保全
(2)	自然公園における行為等に係る許認可の適正な運用
(3)	天然記念物を県民の貴重な財産として保護(オオサンショウウオ及びその生息地など)
(4)	「みんなで守る郷土の自然」等選定地域などの地域住民と連携した、法規制外の貴重な動植物や優れた自然の保全
(5)	自然保護意識の普及啓発(マスメディアを活用した広報など)
3.	環境に配慮した工事の推進
(1)	貴重な野生動植物等の保全(希少野生動植物の生息・生育情報等の提供及び指導)
(2)	公共工事における自然環境への配慮(島根県公共事業環境配慮指針の適切な運用)
(3)	大規模開発における環境影響の回避・低減[第5章-3参照]
第2節 自然とのふれあいの推進	
1.	自然とのふれあいの増進
(1)	自然公園の適正な管理と活用
(2)	三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの適正な整備・運営
(3)	自然観察会の開催など、自然とのふれあいの場を提供する取組への支援
(4)	自然保護活動を通じた人づくり[第5章-1参照]
2.	自然環境の地域資源としての活用
(1)	島根の豊かな自然環境を活用したエコツアーや、都市住民との交流を図る「しまね田舎ツーリズム」の推進
(2)	隠岐ユネスコ世界ジオパークや、島根半島・宍道湖中海ジオパークの情報発信や受入体制の整備等による交流の推進
(3)	ラムサール条約湿地の宍道湖・中海における、保全と活用を両立した「賢明な利用」の推進
第3節 森・里・川・海の保全と活用	
1.	森・里・川・海の保全
(1)	適切な森林経営管理の推進と、担い手となる林業事業者の確保・育成
(2)	循環型林業の定着・拡大による、森林資源を活かした産業振興と環境保全の推進
(3)	「県民参加の森づくり」など、多様な主体との協働した森林保全の推進
(4)	島根CO2吸収認証制度など、森林保全におけるCSR(社会貢献)活動の推進

目次	
	(5) 有機農業を始めとする様々な環境にやさしい農業の推進
	(6) 草原環境の維持管理や耕作放棄地発生防止のための取組の支援(草刈り、放牧、火入れなど)
	(7) 水環境等の保全と対策[第2章-1参照]
	(8) 水産資源の持続的利用に向けた、科学的な知見に基づく資源管理の推進や藻場の保全
	(9) 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出する「多自然川づくり」の推進
	(10) 貴重な生物の生育・生息地への車の乗り入れ規制など、海岸環境の保全
	(11) 海岸漂着物対策の推進[第4章-3参照]
2.	地域資源としての活用
	(1) 棚田地域の保全活動や、棚田オーナー制度など、交流活動の促進
	(2) 外来種の駆除や休耕田を活用したビオトープづくりの促進など、生物多様性の確保
	(3) 市民農園や漁業体験施設の整備、滞在型余暇活動の推進など、都市と農山漁村の交流の促進
	(4) 森・里・川・海での環境学習や自然体験などの促進
3.	良好な景観の保全と創造
	(1) 市町村による良好な景観形成のための計画づくりの支援
	(2) 住民団体やNPO、企業等による景観づくり活動の支援
	(3) 魅力ある景観の普及啓発や観光施策と連携した情報発信
	(4) 大規模行為の届出(一定の規模を超える建築物等の設置や開発行為に係る届出)に対する指導等の適正な運用
第2章 安全で安心できる生活環境の保全	
第1節 水環境等の保全と対策	
1.	水環境の監視、調査の推進
	(1) 河川、湖沼、海域等の公共用水域のモニタリング・調査研究及び情報発信
	(2) 油の流出など、水質事故発生時の迅速な対応
2.	生活排水対策の推進
	(1) 公共下水道、浄化槽等の汚水処理施設の整備・更新の推進
	(2) 住民や事業者等が自ら水環境保全活動に取り組むための情報提供
3.	事業活動等に伴う水質保全対策の推進
	(1) 工場・事業場排水の監視・指導
	(2) 農業に関する適正使用、適正管理の推進
4.	宍道湖・中海の水質保全対策の推進[宍道湖・中海湖沼水質保全計画参照]
	(1) 流入する汚濁負荷を削減する取組の推進
	(2) モニタリングの充実と調査研究の蓄積による効果的な対策の検討
5.	森林管理等による水質保全[第3章-3参照]
6.	地下水汚染対策の推進
	(1) 地下水調査による汚染状況の把握
	(2) 地下水汚染の未然防止のための事業場監視・指導
7.	土壌汚染対策の推進
	(1) 土壌汚染の未然防止及び汚染土壌の拡散防止に向けた監視・指導
	(2) 汚染土壌の改善対策の指導
	(3) 休廃止鉱山鉱害対策の実施(周辺水質調査)

目 次	
第2節 大気環境等の保全と対策	
1.	大気環境の監視、調査の推進
	(1) 大気汚染のモニタリング・調査研究及び情報発信(光化学オキシダント、PM2.5など)
	(2) 光化学オキシダント注意報発令時等の迅速な対応
	(3) 酸性雨のモニタリング
2.	工場・事業場対策の推進
	(1) 工場・事業場の排出基準の監視・指導
	(2) 三隅火力発電所周辺の環境監視、及び周辺住民に対する情報提供
3.	アスベスト対策の推進
	(1) アスベスト除去工事等での飛散の未然防止のための監視・指導
	(2) 適正な除去処理等に関する啓発・指導
4.	騒音・振動・悪臭防止対策の推進
	(1) 道路騒音・航空機騒音のモニタリング
	(2) 規制地域等の必要に応じた見直し
5.	原子力発電所周辺環境安全対策の推進
	(1) 安全協定に基づく環境放射線の常時監視体制の維持
	(2) 地域住民への適切な情報提供(環境放射線等の測定結果や発電所情報のリアルタイム表示など)
第3節 化学物質の環境リスク対策	
1.	化学物質の適正管理
	(1) 有害性が指摘されている化学物質の排出量等の把握、公表
	(2) 農薬に関する適正使用、適正管理の推進[再掲]
2.	PCB廃棄物等の早期処理完了の推進
	(1) PCB廃棄物未処理事業者に対する監視・指導
	(2) PCB廃棄物の存在確認等の調査や、処理施設への円滑な処理のための指導
	(3) 中小企業者等の処理費用の負担軽減のための支援(基金や融資制度)
	(4) 県民、事業者等の理解と協力を得るための情報提供
3.	ダイオキシン類対策
	(1) 環境中の汚染状況を把握するための計画的な常時監視
	(2) 排出量抑制のための発生源(廃棄物焼却炉等の特定施設)への排出基準遵守の指導
第3章 地球温暖化対策の推進	
第1節 二酸化炭素等の排出削減	
1.	全般的な対策
	(1) 省エネ等に関する環境教育・環境学習の支援 [第5章-1参照]
	(2) 官民連携による省エネ等の普及啓発 [第5章-2参照]
	(3) 廃棄物の3Rなどの推進 [第4章-1参照]
	(4) 関係法令に基づく、フロン類の適正処理に関する指導

目 次	
2.	産業部門・業務部門での対策
(1)	環境マネジメントシステム(EMS)の導入促進
(2)	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
(3)	建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進
(4)	クールビズやウォームビズの推進
3.	家庭部門での対策
(1)	環境に配慮したライフスタイルの推進(省エネ等に資する製品の選択、サービスの利用、3Rの実践など)
(2)	省エネルギー性能の高い電化製品等の導入促進
(3)	建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進[再掲]
4.	運輸部門での対策
(1)	環境に配慮した自動車利用の促進(自転車や公共交通機関の利用、エコドライブ)
(2)	事業所や家庭での次世代自動車の普及促進
5.	県事務事業における実行計画(環境にやさしい率先実行計画)
第2節 再生可能エネルギーの導入促進	
1.	地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進
(1)	小水力発電の導入促進(事業可能性調査への支援、リニューアルによる発電量の維持など)
(2)	木質バイオマス発電の導入促進(燃料となる林地残材等の流通体制への支援など)
(3)	風力発電の導入促進(地域貢献活動と併せて発電事業を行う場合への支援など)
(4)	太陽光発電の導入促進(住宅・事業所の設備導入への支援など)
(5)	再生可能エネルギー熱利用設備の導入に対する支援など
(6)	分散型エネルギーシステムの構築支援
2.	行政の率先的な取組
(1)	県有施設等を活用した導入促進(県有施設等の発電事業者への貸与など)
(2)	県(企業局)における導入促進(水力・風力・太陽光発電)
(3)	市町村等に対する技術支援
(4)	避難所や防災拠点における導入促進(太陽光発電や蓄電池)
3.	県民が一体的となって取り組むための普及啓発
(1)	一般県民・発電設備業者への普及啓発(「太陽光発電に関するセミナー」の開催など)
(2)	児童への普及啓発(小学生対象の「再エネ教室」の開催など)
(3)	再生可能エネルギー施設見学ツアーの実施など
第3節 二酸化炭素吸収源対策	
1.	森林整備の推進
(1)	森林施業の集約化と森林経営計画の策定・実行による着実な森林整備の推進
(2)	水と緑の森づくり税を活用した生活環境を守る森づくり
(3)	森林環境譲与税を活用し森林整備を実施する市町村への支援
2.	県民参加の森づくりの推進
(1)	森林ボランティアの育成・里山保全の活動等を行うボランティアの支援
(2)	しまね森林活動サポートセンターの活用による県民の森づくり機会の創出
(3)	次世代の森づくりを担う高校生を対象とした林業講座や体験学習の実施

目 次	
3.	木材の利用促進
	(1) 島根県産木材を使用した建物や製品に対する島根CO2固定量認証制度の普及
	(2) 民間建築物における県産木材利用の普及支援や建築士等への木材利用セミナーの開催
	(3) 県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度の普及
	(4) 公共建築物における県産木材の利用促進
	(5) 需要者ニーズに応じた効率的・安定的な木材供給体制の整備
	(6) 原木生産と再造林の低コスト化及び製材力の強化
第4節 気候変動への適応	
1.	推進体制の整備
	(1) 「島根県気候変動適応センター」を中心とした連携体制に整備
	(2) 気候変動に関する情報やデータの収集・提供
	(3) 適応に向けた県民や事業者への普及啓発・相談対応
2.	分野別の対応
	(1) 気候変動による農林水産業への影響把握と対応
	(2) 水環境や水資源に及ぼす影響把握と対応
	(3) 県内の生物多様性への影響把握と保全活動の推進
	(4) 大型台風や集中豪雨に対する減災・防災対策の推進
	(5) 気温上昇に伴う熱中症予防や感染症対策
	(6) 経済活動、県民生活に及ぼす影響把握と対応
第4章 循環型社会の形成	
第1節 3Rなどの推進	
1.	3Rについての普及啓発・意識醸成
	(1) 県民及び事業者における環境に配慮した取組の推進(省資源等に資する製品の選択、サービスの利用、3Rの実践など)
	(2) 環境教育・環境学習での推進 [第5章－1参照]
	(3) 官民連携による推進 [第5章－2参照]
2.	市町村との連携等
	(1) 市町村の廃棄物処理体制の見直しの際の助言
	(2) 先進的な取組についての情報提供
3.	再資源化などの推進
	(1) 廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する基礎研究や技術開発の支援
	(2) 廃棄物の減量化や再資源化に効果のある施設設備の導入・更新への支援
	(3) 県内の優れたリサイクル製品の利用促進
	(4) 発生抑制や再生利用など環境配慮型経営に向けた事業者への支援
4.	個別リサイクル法などによる3Rの推進
	(1) 多量に排出する事業者に対する発生抑制や再利用等の指導
	(2) 建設リサイクル法や自動車リサイクル法などに基づく事業者への指導・監視
	(3) 容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の県民への普及啓発
	(4) 農畜産分野での3Rの推進(家畜排泄物の堆肥化や、農業用廃プラスチックのリサイクルなど)

目 次	
第2節 食品ロスの削減	
1.	組織的な推進
(1)	「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」による他自治体との連携協力
(2)	「島根県食品ロス削減庁内連絡会議」による関係部局の連携推進
(3)	官民連携による普及啓発(「しまねエコライフ推進会議」等との連携)
2.	食品ロスの発生抑制
(1)	家庭での食品ロス削減の推進(計画的な購入・調理、使い切りなど)
(2)	宴会や外食での食品ロス削減の推進(30・10運動)
(3)	食品ロスに関する消費者教育の推進(出前講座、啓発資料の作成・配布など)
(4)	事業者と連携した普及促進(食品関連事業者、業界団体等との連携)
(5)	学校等での「食育」における食品ロス削減の推進
3.	未利用食品等の活用
(1)	フードバンク活動への支援
(2)	賞味期限前の災害時用備蓄食料の有効活用(市町村、社会福祉施設等への提供、防災講習会等での活用)
(3)	食品廃棄物の活用促進(飼料化、肥料化、エネルギー化)
第3節 適正処理の推進	
1.	事業者指導及び監視強化
(1)	排出事業者や産業廃棄物処理事業者への立入・指導による適正処理の推進
(2)	優良な産業廃棄物処理事業者の育成
(3)	不適正処理の撲滅(市町村や警察などと連携した監視パトロール、監視カメラなどの設置)
(4)	関係機関と連携した情報共有と対応(「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」などとの連携)
2.	施設整備の推進
(1)	市町村の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理への助言
(2)	市町村の一般廃棄物処理計画の見直しの際の助言
(3)	公共関与産業廃棄物最終処分場の確保
(4)	安全で信頼のできる産業廃棄物処理施設を設置するための指導
(5)	産業廃棄物処理施設に対する立入検査等による適正な維持管理を確保
3.	災害廃棄物の処理[災害廃棄物処理計画参照]
(1)	研修等を通じた災害廃棄物処理計画の実効性向上
(2)	環境省や中国地方4県などとの大規模災害時における広域連携・協力体制の推進
4.	海岸漂着物対策の推進[海岸漂着物等対策推進地域計画参照]
(1)	海岸管理者、市町村、地域住民等との連携による海岸漂着ごみの円滑な処理
(2)	プラスチックごみをはじめとする海岸漂着ごみの発生抑制[第4章－1参照](環境学習や美化活動を通じた普及啓発)

目 次	
第5章 環境と調和した地域づくり	
第1節 環境に関わる人づくり	
1.	学校等での環境教育の推進
(1)	専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣
(2)	未就学児及び保護者を対象とした体験活動を通じた学びの支援
(3)	小中学校・高等学校・特別支援学校における地域の教育資源(ひと・もの・こと)を生かした実践的な学習の推進
(4)	学校における環境保全活動の推進・顕彰
(5)	教育におけるICT活用などの実践支援(授業で活用可能なデータの提供)
2.	地域等での環境学習の支援
(1)	専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣[再掲]
(2)	自治会や公民館など地域における環境学習の支援
(3)	事業者が行う環境学習(社内研修)の支援
3.	県民等の主体的な取組の推進
(1)	環境活動に取り組む県内の高校生・学生などとの連携
(2)	自然保護の担い手の確保・育成(自然保護レンジャーなど)
(3)	自然解説や自然保護を行う人材・団体等の育成(自然観察指導員など)
(4)	島根県地球温暖化防止活動推進員など、地域リーダーの育成・活動支援
(5)	環境活動に取り組む各種団体やNPOなどへの支援・連携
(6)	環境活動に取り組む事業者との連携
第2節 社会全体での取組の推進	
1.	環境に配慮した行動の促進
(1)	国等と連携・協調した普及啓発・活動推進(地球温暖化対策、循環型社会形成)
(2)	効果的な環境活動プロモーション(SNSなどとの連携、環境省や経済産業省のPRサイトも活用したポータルサイトの充実)
(3)	省エネ・省資源効果を「見える化」する診断ツール等の活用促進
(4)	環境配慮型経営の促進(研修会、経営相談など)
(5)	事業者の取組についての消費者等の理解促進
2.	オール島根での取組の推進
(1)	「しまねエコライフ推進会議」における官民の取組の共有・連携
(2)	環境をとりまく情報の「見える化」の促進
(3)	市町村の取組への支援(担当職員研修会、事例提供)
第3節 環境を活かした地域づくり	
1.	自治体や企業の取組支援
(1)	地域資源を活用した経済循環の促進(市町村・経済団体への情報提供、研修会の開催など)
(2)	企業のCSR(社会貢献)活動やESG投資の促進
(3)	循環型社会などを目指した環境対策ビジネスの促進(技術支援、融資制度など)
2.	豊かな自然環境を活用した地域づくり
(1)	豊かな自然を活用した地域振興や観光振興[第1章-2参照]
(2)	森・里・川・海の多面的機能の維持と、地域資源としての活用[第1章-3参照]
3.	環境影響への配慮
(1)	大規模開発における環境影響の回避・低減(開発協議制度や環境影響評価制度の適切な運用)
(2)	島根県土地利用基本計画に基づく適切な土地利用の促進
(3)	公害防止と苦情相談(公害防止協定・環境保全協定の締結、公害調停など)